## 大崎上島町総合教育会議傍聴取扱要領

(目的)

第1条 この告示は、大崎上島町総合教育会議設置運営要綱(平成27年大崎上島町告示第号)第7条の規定に基づき、大崎上島町総合教育会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、大崎上島町総合教育会議傍聴受付簿(別記様式)に 自己の氏名及び住所を記入しなければならない。

(傍聴の禁止)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
  - (1) 酒気を帯びていると認められる者
  - (2)会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
  - (3) その他町長が傍聴を不適当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

- 第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) みだりに傍聴席を離れること。
  - (2) 私語、談話又は拍手等をすること。
  - (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
  - (4) 飲食又は喫煙をすること。
  - (5) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をすること。
- 2 傍聴人は、会議中、写真撮影、録画又は録音その他これらに類する行為をしてはならない。 ただし、町長が認める場合は、この限りでない。

(違反に対する措置)

第5条 傍聴人がこの告示に違反するときは、町長はこれを制止し、その命令に従わないと きは、これを退席させることができる。

(退席)

第6条 傍聴人は、前条の規定により町長が退席を命じたとき、又は大崎上島町総合教育会議設置運営要綱第6条第2項の規定により、非公開とすることを町長が宣言したときは、 直ちに退席しなければならない。

(町長の指示)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、傍聴人は、町長の指示に従わなければならない。

附則

この告示は、平成27年9月25日から施行する。

## 別記様式

## 大崎上島町総合教育会議傍聴受付簿(平成 年 月 日)

氏 名	住 所	事務局記入欄